

JA天白信用の現況

2025年
ディスクロージャー誌



天白信用農業協同組合

ごあいさつ



組合員、地域のみなさまには、日頃よりＪＡ天白信用に対して格別なるご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、当ＪＡの業務内容や活動状況等について、みなさまのご理解をより一層深めていただくため、「2025年ディスクロージャー誌」を作成しましたのでご高覧ください。

我が国経済は、物価と賃金が共に動き出した中で、春季労使交渉において33年ぶりとなる高水準の賃上げが実現し、個人消費の下支えに寄与するなど、賃金と物価の好循環が実現しつつありますが、賃金・所得の伸びが物価上昇を安定的に上回る状況には至っておらず、個人消費は力強さを欠いた状態が続いています。このため、現在我が国経済は、デフレに後戻りしないか、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点にあります。

金融面においては、日銀のマイナス金利政策解除や量的緩和の縮小により、長期にわたり超低金利環境が続いた我が国においても「金利のある世界」へ回帰する動きがみられ、金融機関にとっては収益機会となる一方、利ざや縮小や預金・貯金流出などリスクへの対応が非常に重要な局面が到来しています。

このような状況下、各事業の目標達成及び自己改革の実践のため、役職員一丸となって取り組んだ結果、経済事業においては、販売品販売総取扱高2,633万円、購買品供給総取扱高7,142万円の実績を、信用事業においては、貸出金残高321億円（新規実行金額33億円）、年金友の会新規獲得会員数197名の実績を、共済事業においては、推進ポイントによる基盤ポイント目標150万ポイントに対し161万ポイントの実績をそれぞれ挙げることができました。

今後も財務の健全化・経営の安定化に努めてまいりますので、一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

天白信用農業協同組合

代表理事組合長 村瀬 秀美

目 次

JAの活動の概要

JAのプロフィール	1
経営理念	1
経営方針	1
地域との繋がり	2
農業振興活動	3
事業・商品・サービスのご案内及びご利用状況	4
店舗網	9

業務運営の方針

経営管理体制	10
リスク管理の状況	10
コンプライアンス（法令等遵守）態勢	12
金融ADR（裁判外紛争解決）制度への対応	12
内部監査体制	13
経営機構	14
役員	15
職員数	15
事業の概況	16
自己資本の状況	16
貸借対照表（2期分）	17
損益計算書（2期分）	18
注記表（2期分）	19
剰余金処分計算書（2期分）	28
財務諸表の正確性等にかかる確認	29
会計監査人の監査	30
主要な経営指標の推移	30
利益及び利益率	31

信用事業

信用事業粗利益の内訳と信用事業粗利益率	32
資金運用収支の内訳と利鞘	32
資金運用収支の増減	33
役務取引等収支の内訳	33
その他事業直接収支の内訳	33

貯 金

貯金平均残高	34
固定自由金利・変動自由金利別定期貯金残高	34

貸出金等

貸出種類別平均残高	35
固定金利・変動金利別貸出金残高	35
貸出金の担保別残高	35

貸出金の使途別残高	35
貸出金業種別残高	36
農協法に基づく開示債権の状況及び 金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	36
元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく 開示債権の状況	37
貯貸率	37
貸倒引当金の増減額	37
貸出金償却額	37
有価証券	
有価証券平均残高	38
商品有価証券種類別平均残高	38
有価証券の残存期間別残高	38
貯証率	38
有価証券等の時価情報等	39
内国為替取扱実績	39
共済事業	
長期共済新契約高・長期共済保有高	40
医療系共済の入院共済金額保有高	40
介護系その他の共済の共済金額保有高	40
年金共済の年金保有高	41
短期共済新契約高	41
共済契約者数および被共済者数	41
農業関連事業・生活その他事業	
購買品(生活物資)取扱実績	42
販売品取扱実績	42
指導事業	
指導事業収支	42
自己資本の充実の状況	
自己資本の構成に関する事項	43
自己資本の充実度に関する事項	44
信用リスクに関する事項	48
信用リスク削減手法に関する事項	55
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	56
証券化エクスポージャーに関する事項	56
CVAリスクに関する事項	57
マーケット・リスクに関する事項	57
オペレーショナル・リスクに関する事項	57
出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	58
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	59
金利リスクに関する事項	59

JAの活動の概要

JAのプロフィール

当JAは、名古屋市天白区、昭和区、瑞穂区を事業区域として農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員のみなさまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員のみなさま方にご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

組合員数	正組合員数	833 人
	准組合員数	8,171 人
		(令和7年3月31日現在)
出資金	出資金額	157 百万円
		(令和7年3月31日現在)

経営理念

組合員・地域のみなさまから「利用して良かった」と言っていただけるようなサービスの提供と、健全な財務の構築、経営管理体制の充実・強化を図り、地域になくてはならないJAを目指します。

経営方針

1. 組合員・地域のみなさまに喜ばれ、必要とされるJA

- ① 組合員・地域のみなさまの立場に立ち、必要な情報や有益な商品を提供する事業活動を展開いたします。
- ② 良質で高度な金融サービスを提供いたします。
- ③ 地域に密着した事業活動と利用者満足度（CS）向上を目指します。

2. 健全な財務の構築、経営管理体制の充実・強化

- ① コンプライアンス体制・内部統制の確立により、透明性の高い経営基盤を確立するとともに、役職員の意識改革により、職員資質の向上を図ります。
- ② JAバンク基本方針を遵守し、リスク管理体制、内部監査体制等の強化を図ります。
- ③ 厳格な資産査定の実施による経営の健全化を図り、不良債権処理の継続的取り組みを行います。

地域との繋がり

1. 文化的・社会的貢献に関する事項

農業関連イベント、地域活動への協賛・後援

- なごやさいマルシェの共同開催

(令和7年1月18日～19日)

地元の農家（天白園芸推進協議会）の皆様が生産した農産物である「なごやさい」の即売会を通じて、地産地消と地域農業の重要性をPRしました。

- 食農教育の実施

管内農業に対する意識を醸成し、管内農業の維持発展への協力やJA利用の促進を図るため、管内の園児や児童を対象に、野菜栽培の出前事業、伝統野菜の調理実習、水田の体験学習へのもち米苗の提供等を行い、出席者に「天白未来農業応援隊」として修了記念品を配付しました。



2. 利用者ネットワーク化への取り組み

年金友の会

年金友の会は、公的年金受給者のうち年金受取口座を当JAへ指定していただいた方を対象として、昭和56年に発足しました。令和7年3月末現在で会員数5,431名となり、年々友の輪が広がっております。

活動内容としては、日帰り旅行とグラウンドゴルフ大会の開催及び、会員の方のお誕生日プレゼントを進呈しております。

ゴルフ友の会

ゴルフ友の会は、地域のゴルフ愛好家で、当JAで定期積金をご契約いただいた方を対象として、平成12年に発足しました。令和7年3月末現在で会員数284名となり、こちらも友の輪が広がっております。

活動内容としては、年2回ゴルフコンペを企画し会員同士の親睦を深めていただいております。

3. 情報提供活動

JAだより「てんぱく」

1・4・7・11月の年4回、正組合員向けに発行しております。

当JAの公式ウェブサイトURL

<https://www.ja-tenpaku.or.jp/>



4. 地域密着型金融への取り組み

農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

当JAは、地域における農業者との結び付きを強化し、地域を活性化するため、次の取り組みを行っています。

- 農業融資商品の適切な提供

当JAは、各種プロパー農業資金に対応するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて、農業者の農業経営と生活をサポートしています。

農業振興活動

1. 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

● 農薬安全使用講習会の開催（令和6年8月6日）

病害虫が発生しやすく、農薬を使用する機会が多くなる初夏から夏にかけて、低コスト、安全、省力を重要課題とした農薬の使用方法や、収穫から出荷までの衛生管理方法の講習を実施しました。

● 天白区農産物品評会の開催（令和6年12月7日）

農産物の品質向上と名古屋市市内農業の普及・啓発を図るために開催しております。農業者の生産した農産物及び女性部が作成した手芸品が出品されました。



2. 担い手支援

● 農業塾の開催（令和6年9月4日）

天白区の農業を守り農地を保全するために、組合員の後継者やこれから就農を希望する皆様を対象に土づくり、野菜づくりの基本的な知識習得を目的として開催しています

● 農業祭の開催（令和6年12月7日）

天白区で生産される農産物の紹介及び即売を行い、都市農業について広く区民に理解してもらうことを目的に開催しております。



3. 地域農業ビジョンの策定

農業従事者の減少・高齢化、後継者不足等の「農業者」の問題、生産緑地30年問題等の「農地」の問題等、都市農業を取り巻く諸問題を乗り越え、管内の農地を将来にわたり維持・保全させていくための展望として、組合員の皆さまへのアンケート結果等に基づき「地域農業ビジョン」を策定いたしました。

ビジョンでは、天白区の農地の維持・保全に対し総力をもって取り組むことを最重要課題として、当JA・担い手・行政が一体となって取り組むための実践方策を、3つの「個別ビジョン」として設定しています（当ビジョンは、第70回通常総会資料に添付されています）。

4. 自己改革の取り組み

JA天白信用は、これまでに自己改革として、農業塾の開催、農業支援助成金制度の実施、農業レンタル事業の実施、農産物の販路拡大、生産コストの低減、直売所（グリーンセンター）の活性化、金融店舗の機能再編計画などの取り組みをすすめてまいりました。

この結果、平成30年度に実施した「JAの自己改革に関する組合員調査」等において、正組合員の皆さまから一定の評価と自己改革への一層の期待、また准組合員の皆さまからは総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことができました。

今後とも、JA天白信用は、地域になくてもならないJAであり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

事業・商品・サービスのご案内及びご利用状況

● 信用事業のご案内

信用事業は、貯金、融資、為替など、いわゆる銀行業務を行っています。

J A、信連(信用農業協同組合連合会)、農林中央金庫は三者一体となって「J Aバンクシステム」を確立し、実質的に一つの金融機関として機能することにより、良質で高度な金融サービスの提供などに取り組んでいます。

＊ 貯 金

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

また、全国のJ Aでの貯金のお出し入れをはじめ、銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアなどでも現金の引き出しができるキャッシュサービスのお取り扱いをしています。

＊ 融 資

組合員への融資をはじめ、地域のみなさまの暮らしや農業者・事業主のみなさまの事業に必要な資金をご融資しています。

また、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等のお申込みの取次ぎも行っています。

＊ 為 替

全国のJ A・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、J Aの本支店をとおして全国のどの金融機関へでも安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替のお取り扱いをしています。

＊ 国債の窓口販売

国債の窓口販売のお取り扱いをしています。

＊ 投資信託の窓口販売（本店のみ）

投資信託の窓口販売のお取り扱いをしています。

＊ 自動受取・自動支払サービス

給与・年金・株式配当金などの自動受取りサービスや、電気・電話・ガスなどの公共料金、新聞代金等の自動支払サービスのほか、J Aカードなどのクレジットカードの会員・加盟店のお申込みの取次ぎをしています。

また、事業主のみなさまのために、給与振込サービス、地方税納付サービス、口座振込サービス、自動集金サービスなどをお取り扱いしています。

● 主な取扱商品・サービス

＊ 貯 金

種 類		内 容	期 間	お預け入れ金額
当 座 貯 金		お支払いに小切手をお使いいただく貯金です。 事業用の口座としてご利用いただくと便利です。	出し入れ自由	1円以上
普 通 貯 金		いつでも自由に出し入れができる貯金です。給与、年金などの自動受取りや各種公共料金の自動支払いにもご利用いただけますのでお財布代わりにお使いください。		
	普通貯金無利息型 ＜ 決 済 用 ＞	貯金保険制度により、全額保護されます。		
貯 蓄 貯 金		いつでも自由に出し入れができる貯金です。お預入残高に応じて金利が段階的に高くなります。	預入れ自由、貯金者の租税納付にあてる場合に払い戻しできます。	1円以上
納 税 準 備 貯 金		納税期にあわせ納税資金を準備するための貯金です。		
定 期 貯 金	スーパードル定期貯金	お預入れ期間を1か月から10年までラインナップしたベーシックな定期貯金です。 お預入期間が3年以上の定型方式で複利型のものはお利息を半年複利で計算します。	定型方式: 1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年及び10年の11種類	1,000万円以上
	大口定期貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に最適な商品です。	期日指定方式: 1か月超5年未満	
	期日指定定期貯金	据置期間(1年)を経過すればご自由に満期日の指定ができるほか、一部解約の取扱いもでき、大変便利な定期貯金です。さらに、お利息を1年複利で計算します。	3年以内	1円以上 300万円未満
	変動金利定期貯金	市場金利の変動により、半年ごとに金利を変更させていただきます。市場金利が上昇傾向にある場合は、有利な貯金がさらに有利に活かせます。	1年、2年、3年	1円以上
	積立式定期貯金	期間を定めずにマイペースで積立て、将来に備えてまとまった資金を貯えていただくのにピッタリの定期貯金です。	自由	1円以上 1円単位
		あらかじめ使いみち、使う日が決まっている場合に、使う日(目標日)に合わせて、必要な資金を貯えていただくのに便利な定期貯金です。	6か月以上 10年以下	
定期積金	定 額 式	ライフプランに合わせて毎月一定額を掛込む積金です。掛込期間はご自由にお選びいただけます。	1年、2年 3年、4年、5年	1,000円以上 1円単位
	目 標 式	最初に目標額(満期お受取額)を定めて、毎月一定額を掛込む積金です。掛込期間はご自由にお選びいただけます。		
財 形 貯 蓄	一 般 財 形 貯 金	勤労者の財産づくりのための貯金で、お預入は給与等からの天引きですので、無理なく確実に財産形成ができます。	3年以上	1円以上 1円単位
	財 形 年 金 貯 金	3か月ごとに積立金をお受取りになれる年金タイプの財形貯金です。財形住宅貯金と合わせて550万円まで非課税扱いです。在職中はもちろん、退職後も引続き財形非課税枠をご利用いただけます。	積立期間 5年以上 据置期間 6か月以上 5年以内 受取期間 5年以上 20年以内	
	財 形 住 宅 貯 金	住宅取得や増改築のための財形貯金です。財形年金貯金と合わせて550万円まで非課税扱いです。	5年以上	
通 知 貯 金		まとまったお金の短期運用に好適な貯金です。 お引き出しの場合には、2日前までにお知らせください。	7日以上	50,000円以上 1円単位

＊ ローン

種 類		お使いみち	ご融資額	ご返済期間	ご返済方法	担保・保証
農 業 資 金	アグリマイティー 資 金	生産に要する資金、加工・流通・販売資金、地域活性化・地域振興資金・再生可能エネルギー対応資金・災害緊急資金	所要資金の範囲内 ただし、再生可能エネルギー対応資金は1億円以内、災害緊急資金は1,000万円以内。ただし、お使い道によりご融資額が異なります。	・ 長期資金は原則10年以内 ただし、対象事業に応じ、最長20年以内、短期資金は1年以内	長期資金は原則として元金均等返済または元利均等返済、短期資金は原則として期日一括返済	必要に応じて愛知県農業信用基金協会の保証
	J A 担 い 手 応 援 口	農業経営に必要な運転資金	1,000万円以内	1年以内	期日一括返済または元金均等返済	
	J A 農 業 経 営 維 持 継 続 資 金 (危機対応)	大規模災害等に起因して弁済が困難となることが見込まれる既往債務の弁済に必要な資金	所要資金の範囲内	15年以内	元利均等返済または元金均等返済	
	農機ハウスローン	農業経営に必要な設備施設資金	1,800万円以内	1年以上10年以内	元金均等返済 元利均等返済	原則として愛知県農業信用基金協会の保証
	J A 新 規 就 農 応 援 資 金	農業経営にかかる設備・運転資金	1,000万円以内	長期資金17年以内、短期資金1年以内	長期資金は元金均等返済または元利均等返済、短期資金は期日一括返済	
	J 交 付 金 等 つ な ぎ 資 金	行政による農業者の経営安定に向けた各種交付金等受領までのつなぎの短期運転資金	交付金等相当額のうち、所要金額の範囲内かつ、JA口座に入金される金額の範囲内	1年以内	期日一括返済	不要
住 宅 資 金	住 宅 ロ ー ン (新築・購入コース)	住宅の新築、購入(マンション、中古住宅を含む)や住宅用の土地購入などに必要な資金	10万円以上20,000万円以内	3年以上50年以内	元利均等 毎月返済 (ボーナス時の増額返済が可能)	住宅とその敷地などを担保、協同住宅ローン(株)の保証
	住 宅 ロ ー ン (借換コース)	他金融機関等からの住宅資金借入金の借換えに必要な資金	10万円以上20,000万円以内	3年以上40年以内 ※現在、他金融機関からお借入中の住宅資金の原則残存期間内		
	リフォームローン (協同住宅ローン保証型)	住宅の増改築・改装・補修、住宅に付帯する施設の取得などに必要な資金	10万円以上2,000万円以内	6ヶ月以上20年以内		協同住宅ローン(株)の保証
生 活 資 金	J A リ バ ー ス モ ー ゲ ー ジ ロ ー ン	暮らしに必要な資金	300万円以上10,000万円以内	1年	毎月月末払の約定返済(利息のみ)	協同住宅ローン(株)の保証
	J A ネ ッ ト ロ ー ン 教 育 ロ ー ン <一般型>	入学金、授業料、下宿代など就学に必要な資金	10万円以上1,000万円以内	6ヶ月以上15年以内(在学期間を含む)	元利均等 毎月返済 (ボーナス時の増額返済が可能)	三菱UFJニコス(株)の保証
	J A ネ ッ ト ロ ー ン 教 育 ロ ー ン <カード型>		10万円単位 700万円以内	1年	毎月月末払の約定返済	
	J A ネ ッ ト ロ ー ン マ イ カ ー ロ ー ン	自動車の購入や修理、車検などに必要な資金	10万円以上1,000万円以内	6ヶ月以上15年以内	元利均等 毎月返済	
	J A ネ ッ ト ロ ー ン 多 目 的 ロ ー ン	暮らしに必要な資金	10万円以上500万円以内	6ヶ月以上10年以内	(マイカーローンのみ残価設定型で元金均等返済も可)	
	J A ネ ッ ト ロ ー ン フ リ ー ロ ー ン	暮らしに必要な資金	10万円以上500万円以内	6ヶ月以上10年以内	(ボーナス時の増額返済が可能)	
	J A ネ ッ ト ロ ー ン カ ー ド ロ ー ン	暮らしに必要な資金	10万円単位 500万円以内	1年	毎月月末払の約定返済	
事業資金	賃 貸 住 宅 口	賃貸住宅の建設、増改築及び補改修に必要な資金	100万円以上 所要資金の範囲内	1年以上35年以内	元利均等毎月返済または元金均等毎月返済	事業用不動産、賃貸住宅などを担保 原則として(一社)愛知県農協信用保証センターの保証

✳ サービス

種 類		内 容
為 替		全国のJAはもちろんのこと、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫などとも振込、代金取立、送金がスピーディーにでき、大変便利です。
国 債 ・ 投 資 信 託	国 債	1万円からご購入いただける個人向け国債と5万円からご購入いただける利付国債の窓口販売をお取扱しております。また、少額貯蓄非課税制度(マル優)や少額公債非課税制度(マル得)もご利用いただけます。
	投 資 信 託	厳選された18ファンドをお取扱しております。一括投資のほか、月々5千円から始められる「投信つみたてサービス」もご利用いただけます。 個人の方は、窓口での取引はもちろん、パソコンやスマートフォンから投資信託の取引や照会などがご利用いただける「JAバンク投信ネットサービス」もご利用いただけます。また、国の税制優遇制度であるNISA(少額非課税制度)もご利用いただけます。 投資信託は元本が保証されておらず、元本を下回ることありますが、長期的には収益が期待できる金融商品です。
自 動 受 取 ・ 支 払 サ ー ビ ス	自動受取りサービス	給与・賞与、年金、農産物販売代金、証券元金、株式配当金などをJAの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお受取りになれます。受取日にはきちんと入金されますので安全・確実です。
	自動支払サービス	公共料金、税金、学校授業料、JAカード利用代金などをJAの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお支払いになれます。お支払いの手間がはばけて便利です。
	自動送金サービス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
	JAキャッシュサービス	JAのキャッシュカード1枚で、県下はもちろん全国のJAキャッシュコーナーで現金のお引出し、残高照会がご利用いただけます。ATM(現金自動取引機)では貯金の預入れもご利用いただけます。また、銀行、信用金庫、漁協、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアなどのキャッシュコーナーでも現金のお引出し、残高照会ができます。 JAのキャッシュカードは、偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載して安全性を強化したICキャッシュカードを発行しています。
	J デ ビ ッ ト カ ー ド サ ー ビ ス	お手持ちのJAキャッシュカードで、Jデビット加盟店における買い物時のお支払いができます。現金を引き出す手間が省け、貯金残高の範囲内でのご利用であるため、使い過ぎる心配もありません。
	J A カ ー ド	JAカードの会員入会や加盟店加盟のお取次ぎをいたします。 また、ETC(有料道路自動料金収受システム)カードのお取次ぎをいたします。
	給 与 振 込 サ ー ビ ス	毎月お支払いの給与、賞与を従業員のみならず、JAをはじめとする金融機関の貯金口座へお振込みいたします。給与支払事務の合理化にお役立てください。
	公 金 納 付 サ ー ビ ス	県民税、事業税、自動車税、不動産取得税などの県公金、市町村民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税などの市町村公金の納付のお取扱いをいたします。このほかに、法人税、所得税等の国税・歳入金のお取扱いもいたします。
	口 座 振 込 サ ー ビ ス	継続的に支払いの商品仕入代金、諸経費などの支払金をご指定の取引先の貯金口座へお振込みいたします。支払事務の合理化にお役立てください。
	自 動 集 金 サ ー ビ ス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落としてご指定の貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
小 規 模 企 業 共 済		小規模企業共済の加入や共済金のお受取りができます。
J A ア ン サ ー サ ー ビ ス	J A ネ ッ ト バ ン ク	ご自宅からでも外出先でもパソコンまたは携帯電話を利用して、リアルタイムで残高照会や取引照会、さらには振込・振替・ペイジー(税金・各種料金払込サービス)などの各種サービスが簡単、便利にできます。
	法 人 J A ネ ッ ト バ ン ク	インターネットに接続しているパソコンを利用して、リアルタイムで残高照会、入出金明細の照会、さらには振込・振替、給与賞与振込、口座振替およびペイジー(税金・各種料金払込サービス)などの各種サービスがオフィスに居ながら簡単、便利にご利用いただけます。
総 合 口 座		給与・年金等の自動受取りや公共料金などの自動支払いに便利な普通貯金と、まとまった資金の運用に有利な定期貯金(自動継続扱い)とが1冊の通帳で利用でき、いざというときに便利な自動で融資がセットされた口座です。自動で融資は普通貯金の残高が不足した場合に、定期貯金を担保にその残高の90%以内で最高200万円まで自動的にご利用いただけます。

● 主な手数料一覧

(令和7年4月現在)

✳ 内国為替の取扱手数料

手 数 料 の 種 類			料 率	
振 込 手 数 料	帳票扱い (電信扱い・文書扱い)	当JA本支店あて	5万円未満1件につき	無料
			5万円以上1件につき	無料
		県内JAあて	5万円未満1件につき	220円
			5万円以上1件につき	440円
		県外JA・他金融機関あて	5万円未満1件につき	440円
			5万円以上1件につき	660円
	A T M扱い (当組合キャッシュカード)	他金融機関あて (県内JAあてを除く)	1件につき	330円
	J Aネットバンク 扱い	他金融機関あて (県内JAあてを除く)	1件につき	330円
代金取立手数料	他金融機関あて	至急扱	1通につき	880円
		普通扱	1通につき	660円
窓口両替手数料	※ご希望金種の合計枚数またはご持参現金の合計枚数の いずれか多い方の金額とさせていただきます。		1枚以上20枚まで	無料
			21枚以上	これ以降は500枚毎に550円加算
硬貨取扱手数料	(硬貨の持込による取引(入金、振込、税金支払等))		1枚以上20枚まで	無料
			21枚以上	これ以降は500枚毎に550円加算

※当JAの本支店及び同一店内への振込手数料は、当分の間無料とさせていただきます。

・上記金額には、消費税相当額を含んでいます。

✳ その他の諸手数料

手 数 料 の 種 類				料 率			
再 発 行 手 数 料				通帳、証書		1件につき 550円	
				I Cキャッシュカード以外		1枚につき 550円	
				I Cキャッシュカード		1枚につき 1,100円	
残 高 証 明 書 発 行 手 数 料				1通につき		550円	
取 引 明 細 表 発 行 手 数 料				1通につき		1,100円	
個 人 情 報 の 開 示 等 手 数 料				1回につき		1,100円	
署 名 鑑 登 録 手 数 料				1件につき		5,500円	
署 名 鑑 変 更 手 数 料				1件につき		5,500円	
自 己 宛 小 切 手 発 行 手 数 料				1枚につき		880円	
小 切 手 用 紙 交 付 手 数 料				署名鑑印刷無し1冊(50枚)につき		2,200円	
				署名鑑印刷有り1冊(50枚)につき		2,200円	
手 形 用 紙 交 付 手 数 料				署名鑑印刷無し1枚につき		1,650円	
				署名鑑印刷有り1枚につき		1,650円	
貯蓄貯金のスウィングサービス手数料				1回につき		55円	
成年後見支援貯金口座開設手数料				1口座につき		33,000円	
未 利 用 口 座 管 理 手 数 料				年間		1,320円	
貸金庫使用料 (年 額)	本 店	半 自 動 式	Sサイズ	組 合 員	5,280円	員 外	6,600円
			Mサイズ		7,920円		9,240円
			Lサイズ		11,880円		13,200円
	植田支店 南天白支店	全 自 動 式	Sサイズ		6,600円		7,920円
			Mサイズ		9,240円		10,560円
			Lサイズ		13,200円		14,520円

・上記金額には、消費税相当額を含んでいます。

● ご利用状況（令和7年3月末現在）

（単位：百万円）

区 分		
貯金残高		171,833
	組合員	143,677
	組合員以外	28,155
貸出金残高		32,123
	組合員	27,067
	組合員以外	5,056
	地方公共団体	—
	地方公社等	—
	金融機関	—
	その他	5,056

店舗網

令和7年4月末現在

本 支 店	5店舗
出 張 所	0店舗
合 計	5店舗

ATMの設置台数 7台（うち店舗外 0台 うち機械化店舗 0台）

店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号	ATM設置台数
本 店	〒468-0055 名古屋市天白区池場二丁目2304番地	(本店営業課) (052)801-1234	1 台
植 田 支 店	〒468-0058 名古屋市天白区植田西三丁目305番地	(052)801-1300	2 台
南 天 白 支 店	〒468-0049 名古屋市天白区福池二丁目421番地	(052)895-6780	2 台
八 事 支 店	〒468-0066 名古屋市天白区元八事三丁目37番地の1	(052)831-5201	1 台
平 針 支 店	〒468-0011 名古屋市天白区平針五丁目201番地	(052)802-2181	1 台

業務運営の方針

経営管理体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員で構成される「総会」において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

なお、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

リスク管理の状況

＊ リスク管理体制等

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく体制を整備しています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスク及び、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクです。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

コンプライアンス（法令等遵守）態勢

当ＪＡの基本的使命と金融機関としての社会的責任の重みを常に認識し、公正かつ健全な業務運営を通じてこれらを果たしていくことで、組合員の皆様や地域社会から揺るぎない信頼を確保するため、コンプライアンス（法令等遵守）態勢の確立を経営上の最重要課題と位置づけております。

具体的には、体制面においては、常勤役員及び関連部署長で構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、具体的方針の策定等あらゆる局面でコンプライアンスに関与するほか、コンプライアンスの取り組みを強化するため責任者等の役割や連絡・報告ルート等の明確化を図り、関連部署が連携して業務の健全

化・適切性の一層の向上に努めています。

教育面においては、「倫理綱領」を遵守規準とした役職員の「行動規範」、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、全役職員を対象にコンプライアンス研修会を定期的に開催し、周知徹底を図っています。

また当ＪＡでは、個人情報保護に適切に対応するため、個人情報保護にかかわる考え方及び個人情報の取扱いを示す「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」、個人情報の取扱いの基本事項を定める「個人情報取扱規程」を制定し、個人情報保護に関する法律・関係法令等及び個人情報保護方針等を遵守し、利用者の個人情報の適切な保護と利用に努めています。

金融ＡＤＲ（裁判外紛争解決）制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

＜当ＪＡの相談・苦情等受付窓口＞

◇信用事業

本店 営業課 電話番号：052-801-1234

植田支店 電話番号：052-801-1300

南天白支店 電話番号：052-895-6780

八事支店 電話番号：052-831-5201

平針支店 電話番号：052-802-2181

受付時間：午前９時～午後５時（金融機関の休業日を除く）

※ 相談・苦情等については、まずは当組合の窓口へお申出ください。なお、ＪＡバンク相談所でも、ＪＡバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。

・ＪＡバンク相談所（（一社）ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所）

電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前９時～午後５時（金融機関の休業日を除く）

◇共済事業

・本店共済課

電話番号：052-801-1232

受付時間：午前９時～午後５時（金融機関の休業日を除く）

※ 相談・苦情等については、まずは当組合の窓口へお申出ください。なお、ＪＡ共済相談受付センターでも、相談・苦情等のほか、ＪＡ共済全般に関するお問い合わせをお電話で受け付けております。

・ＪＡ共済相談受付センター（ＪＡ共済連全国本部）

電話番号：0120-536-093

受付時間：午前９時～午後６時（月曜日～金曜日）

午前９時～午後５時（土曜日）

*日・祝日および12月29日～1月3日は休業日

② 紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

◇信用事業

愛知県弁護士会紛争解決センター

電話番号：052-203-1777（本会）

0564-54-9449（西三河支部）

受付時間：午前10時～午後4時（土・日・祝日・年末年始を除く）

◇共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

※各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。

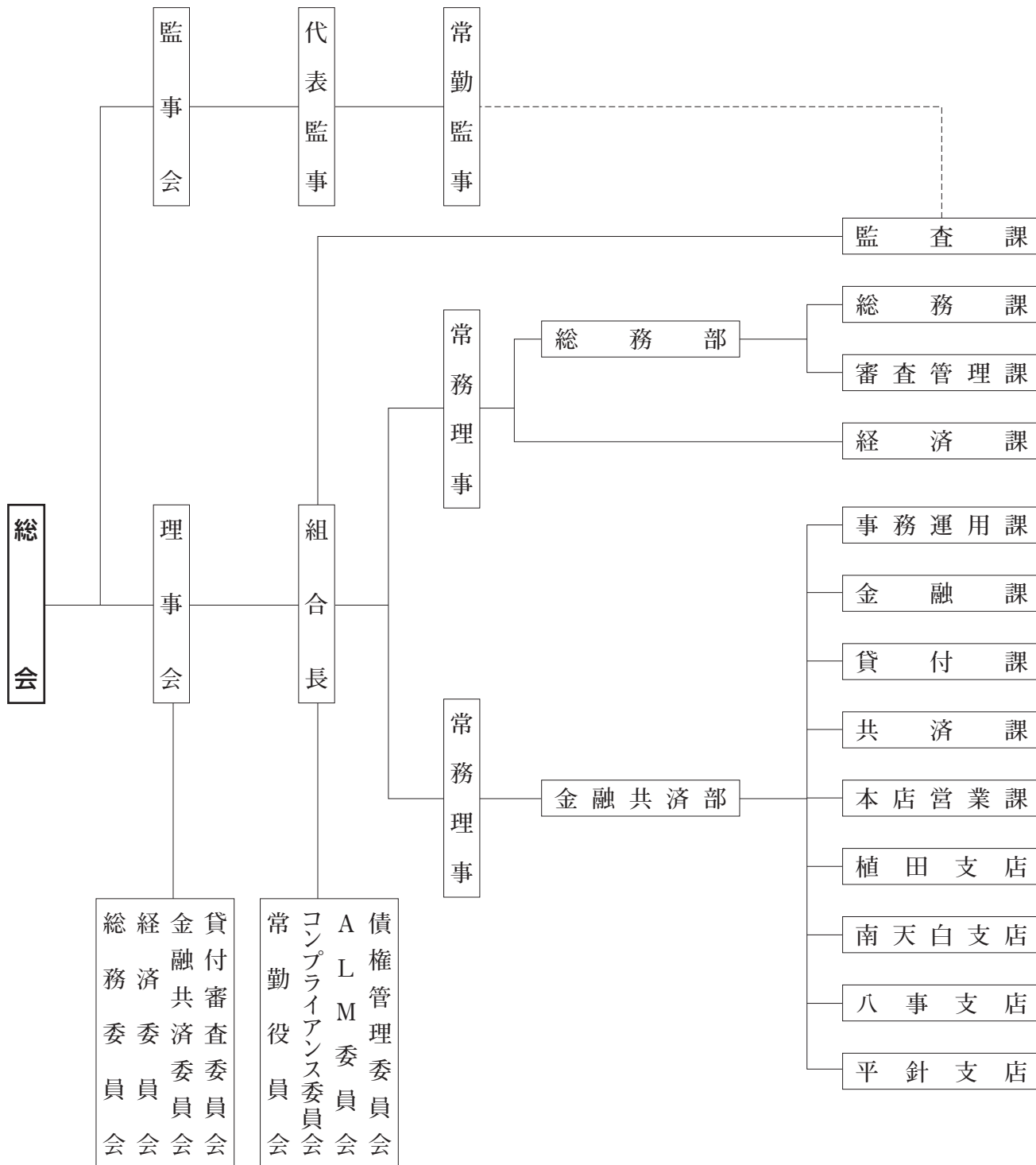
内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店等を対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

経営機構

令和7年4月現在



役 員

(令和7年4月現在)

代表理事組合長	村 瀬 秀 美	理 事	近 藤 正 俊
常 務 理 事	大 島 鉦 次	理 事	阪 野 登喜夫
常 務 理 事	阪 野 敬 明	理 事	稲 熊 昭 則
理 事	須 賀 佐 敏	理 事	牧 和 恵
理 事	佐久間 美 郎	理 事	森 山 昌 彦
理 事	馬 場 伸 宏	理 事	大 島 敏 夫
理 事	牧 幹 康	理 事	福 島 茂 俊
理 事	浅 井 桂 子	理 事	寺 島 富久美
理 事	浅 井 直 和	代 表 監 事	中 島 美津枝
理 事	高 木 輝 彦	常 勤 監 事	服 部 達 彦
理 事	近 藤 雅 之	監 事	浅 井 初 美
理 事	山 田 賢 治	監 事	山 田 義 和
理 事	近 藤 登 男	監 事	森 山 茂 雄

職 員 数

	令和5年度末	令和6年度末	増 減
一 般 職 員	75人 (8人)	80人 (7人)	5人 (▲1人)
営 農 指 導 員	2人	2人	－
生 活 指 導 員	1人	1人	－
合 計	78人 (8人)	83人 (7人)	5人 (▲1人)

(注)括弧内は臨時雇用職員数

事業の概況

● 業 績

「組合員の営農と生活を守り、地域の発展と社会の繁栄に奉仕する」ため、持続可能な経営基盤の確立を目指し事業を行った結果は次のとおりです。

資金面においては、運用と調達の最適化を第一に資金調達を行った結果、貯金については期末総貯金残高1,718億円余、期中減少額91億円（減少率5.04%）となり、貸出金については期末総貸出金残高321億円余、期中増加額8億円（増加率2.83%）となりました。

損益面においては、政策金利の引き上げや人件費の高騰により信用事業費用や事業管理費が増加した結果、事業総利益は1,212,653千円（前期比7.48%減）、経常利益は321,293千円（前期比35.48%減）、当期利益は321,238千円（前期比44.09%減）となりました。

経営諸比率については、運用利回りは0.639%（前期比0.014ポイント上昇）と前年を維持した一方、政策金利の引き上げに伴い、調達利回りは0.096%（前期比0.049ポイント上昇）となりました。

貯貸率は18.69%（前期比1.43ポイント上昇）、貯証率は5.01%（前期比0.48ポイント上昇）となりました。

● 対処すべき重要な課題

J Aの社会的信頼と透明性を高めるため、全般統制取組計画に基づき、コンプライアンス（法令等遵守）態勢の強化と組織の健全性向上に努めます。

自己資本の状況

※ 自己資本比率の状況

当J Aでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、17.34%となりました。

※ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当J Aの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額 (令和7年3月31日現在)

項 目	内 容
発行主体	天白信用農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	157百万円（前年度158百万円）

当J Aでは、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

また、組織面では、事業推進部門から独立した経営企画部門が自己資本比率を算出し、けん制機能が発揮される態勢を整備しています。

当J Aが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

貸借対照表（2期分）

（単位：千円）

科 目	金 額		科 目	金 額	
	令和6年度	令和5年度		令和6年度	令和5年度
（ 資 産 の 部 ）			（ 負 債 の 部 ）		
1.信用事業資産	176,037,427	189,786,986	1.信用事業負債	172,901,598	182,171,617
(1)現 金	359,174	375,965	(1)貯 金	171,833,313	180,948,319
(2)預 金	134,105,165	149,086,159	(2)その他の信用事業負債	1,068,284	1,223,298
系 統 預 金	134,105,165	149,086,159	未 払 費 用	90,782	42,436
(3)有 価 証 券	8,603,560	8,204,760	そ の 他 の 負 債	977,501	1,180,861
国 債	4,872,050	5,352,350	2.共済事業負債	121,323	342,306
社 債	3,731,510	2,852,410	(1)共 済 資 金	25,807	244,609
(4)貸 出 金	32,123,906	31,239,877	(2)未経過共済付加収入	94,399	96,666
(5)その他の信用事業資産	872,469	917,294	(3)共 済 未 払 費 用	558	451
未 収 収 益	836,189	874,807	(4)その他の共済事業負債	557	578
そ の 他 の 資 産	36,280	42,486	3.経済事業負債	2,771	1,253
(6)貸 倒 引 当 金	▲ 26,848	▲ 37,068	(1)経 済 事 業 未 払 金	2,610	850
2.共済事業資産	6,730	3,849	(2)その他の経済事業負債	160	403
3.経済事業資産	6,621	7,265	4.雑 負 債	339,900	346,490
(1)経 済 事 業 未 収 金	2,179	2,951	(1)未 払 法 人 税 等	96,463	131,044
(2)棚 卸 資 産	4,221	3,842	(2)リ ー ス 債 務	75,601	27,585
購 買 品	4,206	3,842	(3)資 産 除 去 債 務	37,749	37,359
その他の棚卸資産	14	－	(4)そ の 他 の 負 債	130,086	150,501
(3)その他の経済事業資産	220	471	5.諸 引 当 金	165,294	150,927
4.雑 資 産	94,032	108,560	(1)賞 与 引 当 金	40,840	37,845
5.固 定 資 産	1,831,264	1,818,289	(2)退 職 給 付 引 当 金	32,813	27,427
(1)有 形 固 定 資 産	1,830,237	1,817,006	(3)役員退職慰労引当金	52,111	42,181
建 物	1,417,126	1,396,462	(4)特例業務負担金引当金	39,529	43,473
機 械 装 置	4,084	2,764	負債の部合計	173,530,887	183,012,594
土 地	995,438	995,438	（ 純 資 産 の 部 ）		
リ ー ス 資 産	93,462	30,204	1.組 合 員 資 本	12,956,447	12,744,026
建 設 仮 勘 定	5,549	－	(1)出 資 金	157,401	158,999
その他の有形固定資産	268,287	280,601	(2)利 益 剰 余 金	12,801,534	12,587,025
減価償却累計額	▲ 953,709	▲ 888,464	利 益 準 備 金	703,800	703,800
(2)無 形 固 定 資 産	1,027	1,283	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,097,734	11,883,225
6.外 部 出 資	7,020,950	3,151,970	特 別 積 立 金	7,720,000	7,720,000
系 統 出 資	7,020,100	3,151,120	農 業 農 村 振 興 基 金	32,700	32,700
系 統 外 出 資	850	850	研 究 開 発 基 金	143,300	143,300
7.繰延税金資産	486,277	299,458	リ ス ク 対 策 積 立 金	2,300,000	1,900,000
			税効果調整積立金	76,042	76,042
			施設整備等積立金	1,000,000	1,000,000
			当期末処分剰余金	825,691	1,011,182
			（うち当期剰余金）	(225,483)	(410,140)
			(3)処 分 未 済 持 分	▲ 2,488	▲ 1,998
			2.評価・換算差額等	▲ 1,004,030	▲ 580,240
			その他有価証券評価差額金	▲ 1,004,030	▲ 580,240
			純資産の部合計	11,952,416	12,163,786
資産の部合計	185,483,303	195,176,381	負債及び純資産の部合計	185,483,303	195,176,381

※上記の表は、千円単位で表示し切捨処理しているため、内訳の合計が一致しない場合があります。

損益計算書（2期分）

（単位：千円）

科 目	金 額		科 目	金 額	
	令和6年度	令和5年度		令和6年度	令和5年度
1.事業総利益	1,212,653	1,310,763	(7)販 売 事 業 収 益	2,920	2,630
事 業 収 益	1,500,898	1,509,185	販 売 手 数 料	2,872	2,581
事 業 費 用	288,244	198,422	販売品販売高(買取)	－	42
(1)信 用 事 業 収 益	1,241,773	1,255,881	そ の 他 の 収 益	48	7
資 金 運 用 収 益	1,180,960	1,196,580	(8)販 売 事 業 費 用	－	38
(うち預金利息)	(820,609)	(850,419)	販売品販売原価(買取)	－	38
(うち有価証券利息)	(53,179)	(41,952)	販売事業総利益	2,920	2,592
(うち貸出金利息)	(275,123)	(259,747)	(9)宅地等供給事業収益	8,404	17,852
(うちその他受入利息)	(32,048)	(44,461)	(10)宅地等供給事業費用	100	500
役務取引等収益	23,371	17,125	宅地等供給事業総利益	8,304	17,352
その他経常収益	37,441	42,174	(11)指 導 事 業 収 入	1,161	3,074
(2)信 用 事 業 費 用	226,995	132,932	(12)指 導 事 業 支 出	10,722	10,255
資 金 調 達 費 用	168,558	86,026	指導事業収支差額	▲ 9,561	▲ 7,181
(うち貯金利息)	(161,241)	(80,501)	2.事業管理費	940,423	864,691
(うち給付補填備金繰入)	(168)	(187)	(1)人 件 費	556,183	532,286
(うちその他支払利息)	(7,148)	(5,337)	(2)業 務 費	146,536	154,052
役務取引等費用	10,833	10,847	(3)諸 税 負 担 金	52,722	44,895
その他経常費用	47,603	36,057	(4)施 設 費	177,582	131,209
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 10,219)	(▲ 19,796)	(5)そ の 他 事 業 管 理 費	7,398	2,247
信用事業総利益	1,014,778	1,122,948	事業利益	272,229	446,072
(3)共 済 事 業 収 益	205,201	181,281	3.事業外収益	53,800	55,070
共 済 付 加 収 入	183,068	169,742	(1)受 取 出 資 配 当 金	44,332	43,538
そ の 他 の 収 益	22,133	11,538	(2)雑 収 入	9,467	11,532
(4)共 済 事 業 費 用	15,648	11,767	4.事業外費用	4,736	3,192
共 済 推 進 費	14,529	10,927	(1)支 払 雑 利 息	561	696
共 済 保 全 費	1,116	835	(2)寄 付 金	4,067	1,286
そ の 他 の 費 用	3	4	(3)雑 損 失	107	1,209
共済事業総利益	189,552	169,513	経 常 利 益	321,293	497,950
(5)購 買 事 業 収 益	50,965	53,536	5.特別利益	－	94,567
購 買 品 供 給 高	49,146	51,639	(1)固 定 資 産 処 分 益	－	94,567
購 買 手 数 料	1,414	1,393	6.特別損失	55	17,944
そ の 他 の 収 益	404	502	(1)固 定 資 産 処 分 損	55	409
(6)購 買 事 業 費 用	44,305	47,999	(2)減 損 損 失	－	17,534
購 買 品 供 給 原 価	44,200	47,902	税引前当期利益	321,238	574,574
そ の 他 の 費 用	104	96	法人税・住民税及び事業税	105,782	139,759
購買事業総利益	6,659	5,536	法人税等調整額	▲ 10,026	24,674
			法人税等合計	95,755	164,433
			当 期 剰 余 金	225,483	410,140
			当 期 首 繰 越 剰 余 金	600,208	576,367
			税効果調整積立金取崩額	－	24,674
			当 期 未 処 分 剰 余 金	825,691	1,011,182

※上記の表は、千円単位で表示し切捨処理をしているため、内訳の合計が一致しない場合があります。

注記表

令和6年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。

- ・満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- ・その他有価証券
- 時価のあるもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法により償却しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。

主な耐用年数は以下の通りです。

- ・建物 10年～50年
- ・機械装置 7年～12年

② 無形固定資産：定額法によっています。

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

③ リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。

個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額を計上しています。また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状況にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。

令和5年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。

- ・その他有価証券
- 時価のあるもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法により償却しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。

主な耐用年数は以下の通りです。

- ・建物 10年～50年
- ・構築物 10年～45年

② 無形固定資産：定額法によっています。

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

③ リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。

個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額を計上しています。また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状況にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。

令和6年度

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

(4)収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。

・ 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

(6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っていません。

よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1)法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1)固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した減損損失：一千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産グ

令和5年度

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

(4)収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。

・ 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

(6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っていません。

よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1)固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した減損損失：17,534千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産グ

令和6年度

ループの将来キャッシュ・フローを見積り、減損を認識するか否かを判定しています。当該将来キャッシュ・フローは、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した事業計画の数値を基礎として、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積っています。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、地域情勢、将来の不確実な経済状況及び組合の経営状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1)リース契約により使用する重要な固定資産
貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、共済事業端末機、その他事務機器があります。
- (2)役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額
理事及び監事に対する金銭債権の総額 400,815千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円
- (3)農協法等開示債権の状況

(単位：千円)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	34,721
危険債権	233,302
三月以上延滞債権	-
貸出条件緩和債権	-
合計	268,024

- ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ②危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
- ③三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。(上記①及び②の債権を除きます。)
- ④貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。(上記①、②の債権及び③の貸出金を除きます。)
- ⑤なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

令和5年度

ループの将来キャッシュ・フローを見積り、減損を認識するか否かを判定しています。当該将来キャッシュ・フローは、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した事業計画の数値を基礎として、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積っています。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、地域情勢、将来の不確実な経済状況及び組合の経営状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1)リース契約により使用する重要な固定資産
貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、信用事業端末機、共済事業端末機、車両、その他事務機器があります。
- (2)役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額
理事及び監事に対する金銭債権の総額 377,994千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円
- (3)農協法等開示債権の状況

(単位：千円)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	77,884
危険債権	242,541
三月以上延滞債権	-
貸出条件緩和債権	-
合計	320,426

- ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ②危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
- ③三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。(上記①及び②の債権を除きます。)
- ④貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。(上記①、②の債権及び③の貸出金を除きます。)
- ⑤なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

- (1)減損損失に関する注記
①資産をグループ化した方法及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当期に減損損失を認識した固定資産は、次のとおりです。

場 所	用 途	種 類
南天白支店菅田店	A T M機械化店舗	土地及び建物等

当組合は、事業別、場所別の管理会計の単位を基本に、信用事業及び共済事業については支店ごとに一般資産としてグルーピングしています。また、本店及びグリーンセン

令和6年度

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預った貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基

令和5年度

ターについては、JA全体の共用資産としています。

② 減損損失の認識に至った経緯

南天白支店菅田店については、令和7年度に廃店となることが決定していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③ 特別損失に計上した減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

南天白支店菅田店 17,534千円

（建物4,767千円、土地12,659千円、その他固定資産等108千円）

④ 回収可能価額の算出方法

南天白支店菅田店土地の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は路線価に基づき算定されています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預った貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスクの管理

組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基

令和6年度

づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

<市場リスクに係る定量的情報>

(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.64%上昇したものと想定した場合には、経済価値が402,535千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	134,105,165	133,783,770	▲ 321,394
有 価 証 券	8,603,560	8,590,510	▲ 13,050
満期保有目的の債券	600,000	586,950	▲ 13,050
その他有価証券	8,003,560	8,003,560	—
貸 出 金	32,123,906	—	—
貸倒引当金(注)	26,848	—	—
貸倒引当金控除後	32,097,057	31,875,977	▲ 221,080
資 産 計	174,805,782	174,250,258	▲ 555,524
貯 金	171,833,313	171,208,292	▲ 625,021
負 債 計	171,833,313	171,208,292	▲ 625,021

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

令和5年度

づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

<市場リスクに係る定量的情報>

(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.55%上昇したものと想定した場合には、経済価値が670,843千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	149,086,159	148,993,265	▲ 92,894
有 価 証 券	8,204,760	8,204,760	—
その他有価証券	8,204,760	8,204,760	—
貸 出 金	31,239,877	—	—
貸倒引当金(注)	37,068	—	—
貸倒引当金控除後	31,202,808	31,407,973	205,164
資 産 計	188,493,727	188,605,998	112,270
貯 金	180,948,319	180,843,190	▲ 105,128
負 債 計	180,948,319	180,843,190	▲ 105,128

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

令和6年度

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	7,020,950
合 計	7,020,950

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	134,105,165	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	-	-
満期保有 目的の債券	-	-	-	-	100,000	500,000
その他有 価証券の うち満期 のあるもの	-	-	300,000	-	200,000	8,907,798
貸 出 金 (注1,2)	1,806,902	1,728,822	1,682,055	1,647,385	1,575,878	23,633,382
合 計	135,912,067	1,728,822	1,982,055	1,647,385	1,875,878	33,041,181

令和5年度

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	3,151,970
合 計	3,151,970

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	149,086,159	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	300,000	-	8,700,000
その他有 価証券の うち満期 のあるもの	-	-	-	300,000	-	8,700,000
貸 出 金 (注1,2)	1,841,717	1,724,274	1,672,625	1,608,167	1,567,089	22,732,524
合 計	150,927,876	1,724,274	1,672,625	1,908,167	1,567,089	31,432,524

(注1) 貸出金のうち、当座貸越67,531千円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等93,477千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

令和6年度

(注1)貸出金のうち、当座貸越54,825千円については「1年以内」に含めています。
(注2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等49,479千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	142,939,400	8,190,077	20,501,331	104,879	76,847	20,776
合 計	142,939,400	8,190,077	20,501,331	104,879	76,847	20,776

(注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1)満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。
(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計上額	取得原価 又は 償却原価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	600,000	586,950	13,050
	小計	600,000	586,950	13,050
合 計		600,000	586,950	13,050

(2)その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計上額	取得原価 又は 償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	4,872,050	6,107,089	▲1,235,039
	社債	3,131,510	3,300,709	▲169,199
	小計	8,003,560	9,407,798	▲1,404,238
合 計		8,003,560	9,407,798	▲1,404,238

(3)当事業年度中に売却したその他有価証券
当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

7. 退職給付に関する注記

(1)退職給付に係る注記
①採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度を採用しています。
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

令和5年度

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	164,389,234	11,779,941	4,215,945	427,896	112,211	23,089
合 計	164,389,234	11,779,941	4,215,945	427,896	112,211	23,089

(注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1)その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計上額	取得原価 又は 償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	—	—	—
	社債	607,240	600,000	7,240
	小計	607,240	600,000	7,240
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	5,352,350	6,107,590	▲755,240
	社債	2,245,170	2,300,826	▲55,656
	小計	7,597,520	8,408,416	▲810,896
合 計		8,204,760	9,008,416	▲803,656

(2)当事業年度中に売却したその他有価証券
当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

7. 退職給付に関する注記

(1)退職給付に係る注記
①採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。
また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度を採用しています。
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

令和6年度

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	
期首における退職給付引当金	27,427千円
退職給付費用	26,143千円
退職給付の支払額	▲2,718千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲18,038千円
期末における退職給付引当金	32,813千円
③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	168,898千円
年金資産	▲136,084千円
特定退職金共済制度	▲136,084千円
退職給付引当金	32,813千円
④退職給付に関連する損益	
勤務費用	26,143千円
退職給付費用	26,143千円
(2)特例業務負担金の将来見込額	

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は5,541千円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は39,315千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	9,351
減価償却費超過	10,669
特例業務負担金引当金	11,265
賞与引当金	11,441
役員退職慰労引当金	14,851
固定資産減損損失	8,412
資産除去債務	10,755
繰延消費税額等損金算入限度超過額	8,104
事業税、地方特別法人税	6,682
その他有価証券評価差額金	400,208
その他	3,798
繰延税金資産 合計	495,536
繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	▲9,259
繰延税金負債 合計	▲9,259
繰延税金資産の純額	486,277

令和5年度

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	
期首における退職給付引当金	36,619千円
退職給付費用	21,231千円
退職給付の支払額	▲14,132千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲16,290千円
期末における退職給付引当金	27,427千円
③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	153,987千円
年金資産	▲126,560千円
特定退職金共済制度	▲126,560千円
退職給付引当金	27,427千円
④退職給付に関連する損益	
勤務費用	21,231千円
退職給付費用	21,231千円
(2)特例業務負担金の将来見込額	

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は5,208千円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は41,155千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	7,625
特例業務負担金引当金	12,086
賞与引当金	10,521
役員退職慰労引当金	11,726
固定資産減損損失	8,412
資産除去債務	10,386
繰延消費税額等損金算入限度超過額	9,631
事業税、地方特別法人税	8,871
その他有価証券評価差額金	223,416
その他	6,147
繰延税金資産 合計	308,821
繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	▲9,363
繰延税金負債 合計	▲9,363
繰延税金資産の純額	299,458

令和6年度

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 1.9
住民税均等割額	0.1
その他	▲ 0.3
税効果適用後の法人税等負担率	29.8%

(3)税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額
「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.8%から28.5%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は10,914千円増加し、その他有価証券評価差額金は9,829千円減少し、法人税等調整額は1,084千円減少しております。

9. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

令和5年度

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

9. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

剰余金処分計算書（2期分）

（単位：円）

項 目	令和5年度	令和6年度
1. 当 期 未 処 分 剰 余 金	1,011,182,898	825,691,925
2. 剰 余 金 処 分 額	410,974,025	220,845,830
(1) 任 意 積 立 金	400,000,000	210,026,923
リ ス ク 対 策 積 立 金	400,000,000	200,000,000
税 効 果 調 整 積 立 金	—	10,026,923
(2) 出 資 配 当 金	10,974,025	10,818,907
3. 次 期 繰 越 剰 余 金	600,208,873	604,846,095

（注）1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

令和6年度 7%

令和5年度 7%

2. 任意積立金のうち、目的積立金の種類、積立目的、取崩基準、積立目標額、剰余金処分後積立額は次のとおりです。

（単位：千円）

種 類	目的及び取崩基準	積立目標額	剰余金処分後積立額
農 業 ・ 農 村 振 興 基 金	農協法第10条第1項第1号及び第13号の事業に要する費用に充てるために基金造成を行い、その費用が、基金運用果実設定額を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額を取崩す。	32,700	32,700
研究開発基金	新規事業活動育成等のために行う調査研究、試験開発に要する費用に充てるために基金造成を行い、その費用が基金運用果実設定額を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額を取崩す。	143,300	143,300
リ ス ク 対 策 積 立 金	将来発生しうる自然災害の発生、経済動向の悪化に伴う債権の貸倒や有価証券の減損、法令改正、会計基準等の変更による予期せぬ事態が発生した場合の損失及び被害等に備えるために積立てを行い、多額の被害、賠償及び損失が生じた場合に相当額を取崩す。	3,000,000	2,500,000
税 効 果 調 整 積 立 金	繰延税金資産（法人税等の前払部分）の剰余金処分を留保するために積立てを行い、法人税等の前払金額が回収された年度において回収した金額を取崩す。		86,069
施 設 整 備 等 積 立 金	中長期的に予定する施設取得及び大規模修繕並びに情報システム開発、更新、利用及び機器取得などの投資に備え積立てを行い、これらに伴う多額の費用・損失が生じた場合、相当額を理事会の決議により取崩す。	1,000,000	1,000,000

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和6年度 21百万円

令和5年度 21百万円

財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- ① 私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表に関する全ての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の態勢が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する態勢が整備されております。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部署が内部管理体制の適切性・有効性を検証しております。
 - 重要な事項については理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和7年6月26日

天白信用農業協同組合

代表理事組合長 村瀬 秀美

会計監査人の監査

令和6年度および令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

※以降の資料については、単位未満はすべて切捨処理してあるため、合計が一致しない場合があります。

また、金額が単位未満については「0」で表示してあります。なお、取引があるものの期末に残高のない項目は「－」で表示してあります。

主要な経営指標の推移

(単位：百万円、%、口、人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
貸出金		28,442	29,211	28,670	31,239	32,123
有価証券		5,929	6,747	7,446	8,204	8,603
貯金・定期積金		179,866	183,858	184,169	180,948	171,833
信用	事業収益	1,327	1,301	1,331	1,255	1,241
	事業外収益	41	42	40	47	45
	経常収益	1,368	1,344	1,372	1,302	1,287
共済	事業収益	202	201	192	181	205
	事業外収益	5	5	4	4	5
	経常収益	207	206	196	186	210
農業関連	事業収益	21	22	29	14	18
	事業外収益	0	0	0	1	1
	経常収益	21	23	29	16	19
その他	事業収益	32	45	52	62	44
	事業外収益	1	1	1	1	1
	経常収益	34	47	54	63	46
合計	事業収益	1,583	1,571	1,605	1,514	1,510
	事業外収益	48	50	47	55	53
	経常収益	1,632	1,622	1,652	1,569	1,564
経常利益		557	595	540	497	321
当期剰余金		401	428	376	410	225
総資産額		192,468	197,499	196,939	195,176	185,483
純資産額		11,504	11,788	11,933	12,163	11,952
出資金額		165	163	160	158	157
出資口数		331,148	326,534	321,179	317,999	314,802
出資配当金		11	11	11	10	10
単体自己資本比率		19.81	19.85	20.25	20.53	17.34
職員数		83	85	81	78	83
(カッコ内は臨時雇用職員数)		(8)	(9)	(8)	(8)	(7)

- (注) 1. 当期剰余金は銀行等の当期利益に相当するものです。
2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
3. 「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用に伴い、代理人に区分される取引に純額で表示する等の対応をしております。

利益及び利益率

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
事業総利益	1,310	1,212	▲ 98
事業粗利益	1,336	1,244	▲ 92
事業粗利益率	0.68	0.65	▲ 0.02
事業純益	450	284	▲ 166
実質事業純益	471	304	▲ 167
コア事業純益	471	304	▲ 167
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	471	304	▲ 167
経常利益	497	321	▲ 176
当期剰余金	410	225	▲ 185
総資産平均残高	197,699	190,944	▲ 6,755
純資産勘定平均残高	12,255	12,580	325
総資産経常利益率	0.25	0.17	▲ 0.08
純資産経常利益率	4.06	2.55	▲ 1.51
総資産当期剰余金率	0.21	0.12	▲ 0.09
純資産当期剰余金率	3.35	1.79	▲ 1.55

(注) 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益

＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用

＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率＝事業粗利益÷総資産平均残高×100

事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額

実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

コア事業純益（投資信託解約損益除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

総資産経常利益率＝経常利益÷総資産平均残高×100

純資産経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×100

総資産当期剰余金率＝当期剰余金÷総資産平均残高×100

純資産当期剰余金率＝当期剰余金÷純資産勘定平均残高×100

信用事業

● 信用事業粗利益の内訳と信用事業粗利益率

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
資金運用収支	1,110	1,012	▲ 98
資金運用収益	1,196	1,180	▲ 16
資金調達費用	86	168	82
役務取引等収支	6	12	6
役務取引等収益	17	23	6
役務取引等費用	10	10	－
その他事業直接収支	－	－	－
その他事業直接収益	－	－	－
その他事業直接費用	－	－	－
その他経常収支	6	▲ 10	▲ 16
その他経常収益	42	37	▲ 5
その他経常費用	36	47	11
信用事業粗利益	1,122	1,014	▲ 108
信用事業粗利益率	0.59	0.55	▲ 0.04

(注) 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷信用事業資金運用勘定平均残高×100

● 資金運用収支の内訳と利鞘

(単位：百万円、%)

項 目	平均残高		利 息		利回り	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
資金運用勘定	191,491	184,909	1,196	1,180	0.625	0.639
うち預金	153,240	144,146	894	852	0.584	0.592
うち貸出金	29,729	31,242	259	275	0.874	0.881
うち有価証券	8,520	9,520	41	53	0.492	0.559
資金調達勘定	183,340	176,492	86	168	0.047	0.096
うち貯金・定期積金	183,340	176,492	80	161	0.044	0.091
うち譲渡性貯金	－	－	－	－	－	－
うち借入金	－	－	－	－	－	－
資金運用収支			1,110	1,012		
経費率					0.267	0.305
総資金利鞘					0.311	0.238

(注) 総資金利鞘＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）

● 資金運用収支の増減

(単位：百万円)

項 目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
資金運用勘定（運用利息）	▲ 78	▲ 15
うち預金利息	▲ 86	▲ 42
うち貸出金利息	—	15
うち有価証券利息	8	11
資金調達勘定（調達利息）	1	82
うち貯金・定期積金利息	—	80
うち譲渡性貯金利息	—	—
うち借入金利息	—	—
差 引	▲ 80	▲ 98

(注) 増減額は前年度対比です。

● 役務取引等収支の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
役務取引等収益	17	23	6
受入為替手数料	9	9	0
その他受入手数料	8	13	5
その他の役務取引等収益	—	—	—
役務取引等費用	10	10	0
支払為替手数料	6	6	0
その他支払手数料	2	1	▲ 1
その他の役務取引等費用	2	3	1
役務取引等収支	6	12	6

● その他事業直接収支の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
その他事業直接収益	—	—	—
うち国債等債券売却益	—	—	—
うち国債等債券償還益	—	—	—
その他事業直接費用	—	—	—
うち国債等債券売却損	—	—	—
うち国債等債券償還損	—	—	—
その他事業直接収支	—	—	—

貯 金

● 貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
当 座 性 貯 金	51,789 (28.2)	53,192 (30.1)	1,403
定 期 性 貯 金	131,496 (71.7)	123,236 (69.8)	▲ 8,259
そ の 他 貯 金	53 (0.0)	63 (0.0)	9
合 計	183,340 (100.0)	176,492 (100.0)	▲ 6,847

- (注) 1. 当座性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. その他貯金＝別段貯金＋納税準備貯金＋出資予約貯金
 4. () 内は構成比です。

● 固定自由金利・変動自由金利別定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
固 定 自 由 金 利 定 期 貯 金	127,844 (99.9)	118,546 (99.9)	▲ 9,297
変 動 自 由 金 利 定 期 貯 金	0 (0.0)	0 (0.0)	0
定 期 貯 金 計	127,844 (100.0)	118,546 (100.0)	▲ 9,297

- (注) 1. 固定自由金利定期貯金は、預け入れ時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。
 変動自由金利定期貯金は、預け入れ期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。
 2. () 内は構成比です。

貸 出 金 等

● 貸出種類別平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手 形 貸 付	－ (－)	－ (－)	－
証 書 貸 付	29,533 (99.3)	31,178 (99.7)	1,644
当 座 貸 越	71 (0.2)	64 (0.2)	▲ 6
金 融 機 関 貸 付	124 (0.4)	－ (－)	▲ 124
合 計	29,729 (100.0)	31,242 (100.0)	1,512

(注) () 内は構成比です。

● 固定金利・変動金利別貸出金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	21,058 (67.4)	20,854 (64.9)	▲ 204
変 動 金 利 貸 出	10,181 (32.5)	11,269 (35.0)	1,088
合 計	31,239 (100.0)	32,123 (100.0)	884

(注) () 内は構成比です。

● 貸出金の担保別残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
物的担保	21,672	22,505	832
当組合貯金・定期積金担保	912	870	▲ 41
有価証券担保	－	－	－
不動産担保	20,756	21,634	877
その他の担保	4	0	▲ 3
信用保証センター保証	9,218	8,612	▲ 605
農業信用基金協会保証	56	28	▲ 27
その他の保証	290	976	686
信 用	2	1	▲ 1
合 計	31,239	32,123	884

(注) 物的担保の動産は、その他の担保に含めています。

● 貸出金の使途別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
設 備 資 金	27,045 (86.4)	27,831 (86.5)	785
運 転 資 金	4,194 (13.3)	4,292 (13.2)	98
合 計	31,239 (100.0)	32,123 (100.0)	884

(注) () 内は構成比です。

● 貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業 ・ 林 業	0 (0.0)	0 (0.0)	—
水 産 業	— (—)	— (—)	—
製 造 業	51 (0.2)	49 (0.2)	▲ 2
鉱 業	— (—)	— (—)	—
建 設 ・ 不 動 産 業	18,803 (60.2)	18,913 (60.5)	109
電気・ガス・熱供給・水道業	206 (0.7)	198 (0.6)	▲ 7
運 輸 ・ 通 信 業	13 (0.0)	11 (0.0)	▲ 2
金 融 ・ 保 険 業	29 (0.1)	28 (0.1)	—
卸売・小売・飲食・サービス業	408 (1.3)	398 (1.3)	▲ 10
地 方 公 共 団 体	125 (0.4)	125 (0.4)	—
非 営 利 法 人	— (—)	— (—)	—
そ の 他	11,599 (37.1)	11,518 (36.9)	▲ 81
合 計	31,239 (100.0)	31,243 (100.0)	3

(注) () 内は構成比です。

● 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	77	40	37	—	77
	令和6年度	34	—	34	—	34
危 険 債 権	令和5年度	242	173	38	16	227
	令和6年度	233	172	35	7	215
要 管 理 債 権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
小 計	令和5年度	320	213	75	16	305
	令和6年度	268	172	70	7	249
正 常 債 権	令和5年度	30,937				
	令和6年度	31,864				
合 計	令和5年度	31,258				
	令和6年度	32,132				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権
 4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。
7. 債権額は、貸出金・信用未収利息（信用事業と信元本にかかるもののみ）・信用仮払金等、信用事業と信額（要管理債権は貸出金のみ）を対象として開示しています。
8. 引当とは、個別貸倒引当金、要管理債権に対して貸倒実績率等に基づき計上した一般貸倒引当金の合計額です。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

● 貯貸率

（単位：％）

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
期 末	17.26	18.69	1.43
期 中 平 均	16.22	17.70	1.48

（注）貯貸率とは、貸出金の貯金に対する比率のことです。

● 貸倒引当金の増減額

（単位：百万円）

区 分	令和5年度			令和6年度		
	期首残高	期末残高	純増額	期首残高	期末残高	純増額
一 般 貸 倒 引 当 金	18	20	1	20	19	▲ 1
個 別 貸 倒 引 当 金	37	16	▲ 21	16	7	▲ 9
合 計	56	37	▲ 19	37	26	▲ 10

（注）貸倒引当金には、信用事業以外に係る貸倒引当金を含んでいます。

● 貸出金償却額

（単位：百万円）

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
貸 出 金 償 却 額	—	—	—

有 価 証 券

● 有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	6,115	6,104	▲ 11
社 債	2,405	3,415	1,010
合 計	8,520	9,520	1,000

● 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

● 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

令和5年度								
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	5,352	—	5,352
社 債	—	—	300	—	2,551	—	—	2,852
合 計	—	—	300	—	2,551	5,352	—	8,204
令和6年度								
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	4,872	—	4,872
社 債	—	297	293	1,317	1,712	97	—	3,718
合 計	—	297	293	1,317	1,712	4,969	—	8,590

● 貯証率

(単位：%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
期 末	4.53	5.01	0.48
期 中 平 均	4.65	5.39	0.74

(注) 貯証率とは、有価証券の貯金に対する比率のことです。

● 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

保有区分	令和5年度			令和6年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
有 価 証 券	9,008	8,204	▲ 803	10,007	8,590	▲ 1,417
満 期 保 有 目 的	—	—	—	600	586	▲ 13
そ の 他	9,008	8,204	▲ 803	9,407	8,003	▲ 1,404

- (注) 1. 有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
 2. 取得価格は、取得原価又は償却原価によっております。
 3. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。
 4. デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引については、該当する取引はありません

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ 金融等デリバティブ取引の時価情報

該当する取引はありません。

● 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	9	98	11	100
	金 額	16,445	26,675	17,649	27,270
代金取立為替	件 数	0	0	0	0
	金 額	22	0	10	0
雑 為 替	件 数	0	0	0	0
	金 額	37	36	59	47
合 計	件 数	10	99	11	101
	金 額	16,505	26,712	17,718	27,317

共 済 事 業

● 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生 命 系	終 身 共 済	1,552	20,530	1,664	20,929
	定 期 生 命 共 済	26	135	20	140
	養 老 生 命 共 済	100	8,488	89	7,035
	うちこども共済	55	2,763	59	2,715
	医 療 共 済	1	463	10	423
	が ん 共 済	－	124	－	123
	定 期 医 療 共 済	－	157	－	154
	介 護 共 済	55	540	275	785
	年 金 共 済	－	－	－	－
建 物 系	建 物 更 生 共 済	6,802	124,181	9,111	123,828
合 計		8,538	154,620	11,171	153,420

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに新契約高・保有高(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約等を含む)を記載しています。

● 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
医 療 共 済		1	412	1	386
		571	2,759	661	3,569
が ん 共 済		2	257	4	261
定 期 医 療 共 済		－	64	－	60
合 計		3	733	5	707
		571	2,759	661	3,569

(注) 医療共済の新契約高・保有高は、上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済および定期医療共済の新契約高・保有高は、入院共済金額を記載しています。

● 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
介 護 共 済		8,998	70,394	39,496	103,905
認 知 症 共 済		400	1,070	800	1,520
生活障害共済(一時金型)		5,150	5,300	3,850	9,150
生活障害共済(定期年金型)		840	1,280	60	1,340
特 定 重 度 疾 病 共 済		800	2,400	750	3,150

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

● 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
年 金 開 始 前	46	812	56	816
年 金 開 始 後	—	324	—	324
合 計	46	1,137	56	1,141

(注) 金額は、年金年額を表示しています。

● 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火 災 共 済	3,425	2	3,622	2
自 動 車 共 済		55		57
傷 害 共 済	6,228	1	4,716	1
賠 償 責 任 共 済		0		0
自 賠 責 共 済		2		2
合 計		62		64

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

● 共済契約者数および被共済者数

(単位：人)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		新規契約者・ 被共済者数	保有契約者・ 被共済者数	新規契約者・ 被共済者数	保有契約者・ 被共済者数
共済契約者数	生命総合共済	71	3,454	115	3,438
	年 金 共 済	26	1,514	33	1,525
	建物更生共済	14	2,312	21	2,237
	自動車共済	41	755	38	778
	総 数	152	6,054	207	5,997
被 共 済 者 数	生命総合共済	113	3,896	168	3,871
	年 金 共 済	32	1,519	34	1,530
	生命系共済合計	145	4,746	202	4,746

(注1) 共済契約者数・被共済者数は、JA単位で名寄せ集計（漢字氏名および生年月日）した人数を表示していますが、各共済種類の実績は共済種類ごとに名寄せ集計していることから、共済契約者数において表示している総数と、共済種類ごとに合算した人数とは一致しません。

(注2) 平成5年度以前に契約された終身、養老生命、年金の各共済契約については、生命総合共済に合算して計上しています。

農業関連事業・生活その他事業

● 購買品(生活物資)取扱実績

(単位：百万円)

種 類			令和5年度	令和6年度
			取扱高	取扱高
生産資材	肥料		3	3
	農薬		2	1
	園芸		4	7
	種苗		2	2
	農機具		3	4
	その他		0	2
	計		16	21
生活物資	主食		5	7
	生鮮食品		0	0
	食料品		6	4
	生活用品		14	16
	その他		24	20
	計		51	49
合計			67	71

● 販売品取扱実績

(単位：百万円)

種 類			令和5年度	令和6年度
			取扱高	取扱高
野菜			5	6
産直品			17	19
合計			22	26

指導事業

● 指導事業収支

(単位：百万円)

種 類		令和5年度	令和6年度
収	入	3	1
支	出	10	10
差	引	▲ 7	▲ 9

自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	12,733	12,945
うち、出資金及び資本準備金の額	158	157
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	12,587	12,801
うち、外部流出予定額 (△)	10	10
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 1	▲ 2
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	20	19
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	20	19
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,753	12,965
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0	0
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	12,752	12,964
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	59,554	73,014
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,555	1,726
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	62,110	74,740
自己資本比率		
自己資本比率(八)／(二)	20.53%	17.34%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあつては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金		375	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		6,111	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—
我が国の地方公共団体向け		—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—
地方三公社向け		—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		149,087	29,817	1,192
法人等向け		3,809	2,272	90
中小企業等向け及び個人向け		1,250	670	26
抵当権付住宅ローン		19,034	6,581	263
不動産取得等事業向け		56	56	2
三月以上延滞等		95	116	4
取立未済手形		—	—	—
信用保証協会等保証付		56	5	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—
共済約款貸付		—	—	—
出資等		5	5	0
(うち出資等のエクスポージャー)		5	5	0
(うち重要な出資のエクスポージャー)		—	—	—
上記以外		15,909	20,029	801
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)		—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)		3,146	7,867	314
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)		76	190	7
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)		—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)		—	—	—

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	(うち上記以外のエクスポージャー)	12,686	11,971	478
	証券化	—	—	—
	(うち STC 要件適用分)	—	—	—
	(うち非 STC 要件適用分)	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(▲)		—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	195,792	59,554	2,382
	CVAリスク相当額 ÷ 8%		—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)	195,792	59,554	2,382
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>		オペレーショナルリスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b=a×4%
		2,555		102
所要自己資本額計		リスク・アセット等 (分母)計		所要自己資本額
		a		b=a×4%
		62,110		2,884

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。
6. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
7. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
8. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
9. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額	エクスポージャー の期末残高
	現金	359	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,110	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	—	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	134,144	26,828	1,073
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	5,457	2,657	106
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	5,080	4,184	167
	（うちトランザクター向け）	—	—	—
	不動産関連向け	25,121	18,386	735
	（うち自己居住用不動産等向け）	7,395	4,193	167
	（うち賃貸用不動産向け）	16,693	13,118	524
	（うち事業用不動産関連向け）	1,032	1,074	42
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
	（うち ADC 向け）	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	197	285	11
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	71	71	2
	取立未済手形	—	—	—
	信用保証協会等による保証付	28	2	—
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—
	株式等	5	5	—
	上記以外	9,938	20,591	823
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	7,015	17,539	701
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	86	215	8
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	2,836	2,836	113
	証券化	—	—	—
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—
	（うち短期STC要件適用分）	—	—	—

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額	エクスポージャー の期末残高
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	186,515	73,014	2,920
	CVAリスク相当額 ÷ 8%(簡便法)	—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)	186,515	73,014	2,920
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞		マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b=a×4%
		—		—
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞		オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b=a×4%
		1,726		69
所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)合計		所要自己資本額
		a		b=a×4%
		74,740		2,989

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,726
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	69
B I	1,150
B I C	138

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMIは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ's）
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング（Ｓ＆Ｐ）
フィッチレーティングスリミテッド（Ｆｉｔｃｈ）

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門 向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別，業種別，残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
地域別	国内	195,792	31,258	9,018	—	95	186,515	32,133	9,934	—	269
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域別残高計	195,792	31,258	9,018	—	95	186,515	32,133	9,934	—	269
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	2,256	2,256	—	—	—	2,149	2,149	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,939	31	2,907	—	—	3,852	28	3,823	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	149,087	—	—	—	—	134,144	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	234	234	—	—	—	221	221	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	6,111	—	6,111	—	—	6,110	—	6,110	—	—
	上記以外	14	14	—	—	—	12	12	—	—	—
個人		28,719	28,719	—	—	95	29,721	29,721	—	—	269
その他		6,427	—	—	—	—	10,302	—	—	—	—
業種別残高計		195,792	31,258	9,018	—	95	186,515	32,133	9,934	—	269
残存期間別	1年以下	149,143	55	—	—	—	134,186	42	—	—	—
	1年超3年以下	283	283	—	—	—	583	282	300	—	—
	3年超5年以下	882	581	300	—	—	848	547	300	—	—
	5年超7年以下	882	882	—	—	—	2,314	911	1,402	—	—
	7年超10年以下	4,617	2,010	2,606	—	—	3,672	1,952	1,719	—	—
	10年超	33,362	27,251	6,111	—	—	34,304	28,093	6,211	—	—
	期限の定めのないもの	6,620	192	—	—	—	10,606	303	—	—	—
	残存期間別残高計	195,792	31,258	9,018	—	—	186,515	32,133	9,934	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	18	20	—	18	20	20	19	—	20	19
個別貸倒引当金	37	16	—	37	16	16	7	—	16	7

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和5年度						令和6年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運 輸・通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融・保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸 売・小 売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・ 地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		37	16	—	37	16	—	16	7	—	16	7	—
業種別計		37	16	—	37	16	—	16	7	—	16	7	—

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	令和6年度					リスク・ ウェイトの 加重平均値 F(=E/(C+D))
		CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	359	－	359	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	6,110	－	6,110	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10～20	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	20	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	134,144	－	134,144	－	26,828	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	5,457	－	4,910	－	2,657	54
（うち特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	5,078	18	4,761	1	4,184	88
（うちトランザクター向け）	45	－	1	－	0	0	－
不動産関連向け	20～150	25,121	－	24,613	－	18,386	75
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	7,395	－	7,263	－	4,193	58
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	16,693	－	16,330	－	13,118	80
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	1,032	－	1,019	－	1,074	105
（うちその他不動産関連向け）	60	－	－	－	－	－	－
（うちADC向け）	100～150	－	－	－	－	－	－
劣後債券及びその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	190	－	190	－	285	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	71	－	71	－	71	100
取立未済手形	20	－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付	0～10	28	－	28	－	2	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～400	5	－	5	－	5	100
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
上記以外	100～1,250	9,938	－	9,938	－	20,591	207
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1,250	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	－	－	－	－	－	－

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	令和6年度					
		CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 F(=E/(C+D))
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	
(うち農林中央金庫または農業協同組合連 合会の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャー)	250	7,015	－	7,015	－	17,539	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入され ない部分に係るエクスポージャー)	250	86	－	86	－	215	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超え る議決権を保有している他の金融機関等に 係るその他外部TLAC関連調達手段に関す るエクスポージャー)	250	－	－	－	－	－	－
(うち総株主等の議決権の百分の十を超え る議決権を保有していない他の金融機関等 に係るその他外部TLAC関連調達手段に係 るエクスポージャー)	150	－	－	－	－	－	－
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	2,836	－	2,836	－	2,836	100
証券化	－	－	－	－	－	－	－
(うちSTC要件適用分)	－	－	－	－	－	－	－
(うち短期STC要件適用分)	－	－	－	－	－	－	－
(うち不良債権証券化適用分)	－	－	－	－	－	－	－
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	－	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエク スポージャー	－	－	－	－	－	－	－
未決済取引	－					－	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエ クスポージャーに係る経過措置によりリスク・ アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	－					－	
合計(信用リスク・アセットの額)	－					73,014	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後の
エクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,110	—	—	—	—	—	6,110						
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—						
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	134,144	—	—	—	—	—	—	0	134,144				
(うち、第一種金融商品取引業者及び保 険会社向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバードボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	1,102	2,721	—	—	—	1,076	—	—	11	4,910			
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
株式等	—	—	—	5	—	—	0	—	5				
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	202	1,040	3,521	4,763								
(うちトランザクター向け)	0	—	—	0	0								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け	—	—	—	—	3,135	—	—	—	—	—	4,128	0	7,263
うち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け	—	—	—	—	—	9,741	—	—	5,801	788	0	16,330	
うち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け	117	—	902	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	60%	その他	合計										
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うちその他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うちADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	190	0	190								
自己居住用不動産等向けエクスポー ジャーに係る延滞	—	71	—	0	71								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	359	—	—	—	—	—	0	359					
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—					
信用保証協会等による保証付	—	28	—	—	—	—	0	28					
株式会社地域経済活性化支援機構等に よる保証付	—	—	—	—	—	—	—	—					
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—	—	—					

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

			令和5年度
信用リスク 削減効果 勘案後残高	リスク・ウェイト	0%	7,794
	リスク・ウェイト	2%	—
	リスク・ウェイト	4%	—
	リスク・ウェイト	10%	56
	リスク・ウェイト	20%	149,287
	リスク・ウェイト	35%	18,805
	リスク・ウェイト	50%	2,707
	リスク・ウェイト	75%	894
	リスク・ウェイト	100%	12,983
	リスク・ウェイト	150%	40
	リスク・ウェイト	250%	3,222
	その他		—
リスク・ウェイト 1250%			—
合 計			195,792

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

リスク・ウェイト 区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	145,835	—	—	144,890
40%～70%	12,770	1	10%	12,580
75%	4,367	16	10%	4,330
80%	—	—	—	—
85%	3,564	—	—	3,518
90%～100%	2,209	—	—	2,188
105%～130%	6,824	—	—	6,703
150%	989	—	—	978
250%	5	—	—	5
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	1	0	10%	0
合計	176,567	18	10%	175,197

- (注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、地方公営企業等金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け	—	—
中小企業等向け及び個人向け	4	—
抵当権付住宅ローン	—	—
不動産取得等事業向け	—	—
三月以上延滞等	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	0	—
合 計	5	—

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社 向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	10	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る 延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合 計	10	—	—

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

CVAリスクに関する事項

- ・CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要
CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しておりますが、計測対象となる取引はありません。
- ・CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）
CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

マーケット・リスクに関する事項

- ・リスク管理の方針及び手続等の概要
「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

- ・リスク管理の方針および手続の概要
「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。
当該リスクの管理方針等については、前項の「リスク管理の状況」をご覧ください。
- ・BIの算出方法
BI（事業規模指標）の額は、ILD（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILD、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。
- ・ILMの算出方法
ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。
- ・オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。
- ・オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）
該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①その他有価証券、②系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	3,151	3,151	7,020	7,020
合計	3,151	3,151	7,020	7,020

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量算出要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの管理方針および手続きについては以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当ＪＡは、ＡＬＭ委員会のもと、自己資本に対するIRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・ 金利リスク計測の頻度
月末を基準日として、四半期毎にIRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・ スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・ 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、有価証券の購入等によるものです。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当 期 末	前 期 末	当 期 末	前 期 末
1	上方パラレルシフト	651	1,177	－	－
2	下方パラレルシフト	－	－	134	21
3	スティープ化	998	1,247		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	998	1,247	134	21
		当 期 末		前 期 末	
8	自己資本の額	12,964		12,752	

- (注) 1. 「 $\Delta E V E$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「 $\Delta N I I$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。



公式ウェブサイト：<https://www.ja-tenpaku.or.jp/>

■店舗等のご案内

店舗・部署名	電話番号 (052)	住 所	ATMご利用時間	
本店				
総務部	801-1231	〒468-0055 名古屋市天白区池場二丁目2304番地	8:45～21:00	平日 土日祝
金融課	801-1212			
貸付課	801-1233			
経済課	801-1262			
共済課	801-1232			
本店営業課	801-1234			
グリーンセンター	807-7911	〒468-0055 名古屋市天白区池場二丁目2506番地	—	—
植田支店	801-1300	〒468-0058 名古屋市天白区植田西三丁目305番地	8:45～21:00	平日 土日祝
南天白支店	895-6780	〒468-0049 名古屋市天白区福池二丁目421番地	8:45～21:00	平日 土日祝
八事支店	831-5201	〒468-0066 名古屋市天白区元八事三丁目37番地の1	8:45～17:15	平日
平針支店	802-2181	〒468-0011 名古屋市天白区平針五丁目201番地	8:45～17:15	平日

令和7年7月発行